

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 30 年度 第 14 回定例  
12 月 5 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 12 月 5 日に教育委員会第 14 回定例会を招集した。

- |   |      |   |    |           |
|---|------|---|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 30 年 12 月 5 日（水）   | 開会 | 13 時 30 分 |
|   |      |   | 閉会 | 14 時 40 分 |
| 2 | 会 場  | 教育委員会議室   |    |           |
| 3 | 出席者  | 教 育 長 木 苗 直 秀<br>委 員 渡 邊 靖 乃<br>委 員 藤 井 明<br>委 員 加 藤 百 合 子<br>委 員 伊 東 幸 宏 |    |           |

事務局（説明員）	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	渋谷 浩 史	理事（総括担当）
	赤 石 達 彦	理事兼社会教育課長
	若 月 伸 隆	教育総務課長
	赤 堀 健 之	教育政策課長
	木 野 雅 弘	財務課長
	須 山 智 佐 子	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	小野田 裕 之	高校教育課長
	山 崎 勝 之	特別支援教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	中 川 好 広	文化財保護課長
	山 田 貞 己	静岡教育事務所長
	太 田 修 司	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	大 石 正 佳	教育総務課参事
	滝 尾 彰 彦	特別支援教育課人事監

#### 4 その他

- (1) 第 30、31、32、33 号議案は原案通り可決された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 32、33 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。  
全 委 員： 異議なし。  
教 育 長： それでは、第 32、33 号議案は非公開とする。

**第 30 号議案 平成 31 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科 生徒募集計画**

**第 31 号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

教 育 長： 第 30 号議案「平成 31 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科 生徒募集計画」、第 31 号議案「静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について、山崎特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 原則として高等部は、希望を出せば受け入れてもらえるという認識で良いか。

特別支援教育課長： 知的障害については、障害があると認められれば、希望者数に応じて学級設置をしている。ただし、視覚・聴覚・病弱は、学力検査を行っており、その結果を見て判断している。

藤 井 委 員： 押しなべて普通学科がほとんどであると見受けられるが、高校ぐらいになると、手に職をつけるための準備をする方が増えてくると思う。そういった点を考えると、普通科の中でも職業につながるような訓練、勉強、実習なども行っているのか。

特別支援教育課長： 名称としては普通科となっているが、知的障害の学校は、作業学習を中心に教育課程を組んでおり、校内での実習や実際に企業等に出向いての実習を 3 年間かけて行っている。

藤 井 委 員： そういった中身であっても、学科でいうと普通科になるのか。

特別支援教育課長： そうである。職業の中で、例えばクリーニングや喫茶などは、その用途に固定した部屋を用意して対応している県もあるが、それでも対応し切れてはいない部分がある。

渡 邊 委 員： 以前、特別支援学校を見学した際、掃除などがとても得意な生徒が一生懸命職業訓練をしており、地域の清掃関係の仕事に就職するということがあった。地域での体制もしっかり整っている中で安心して勉強ができますよというところを見て、高等部は社会的に非常に必要とされている部分を担っていると感じた。先ほど説明があった普通学科について

ても、高等部卒業後の進路等も踏まえて教育を行っており、保護者の方もその点をしっかり考えて進学されているという理解で良いか。

特別支援教育課長： 進学者の内訳を見ると、5割強が特別支援学級からの入学になっている。特別支援学校の中学生は47.8%であり、現在では特別支援学級からの入学が多い状態となりつつある。そのため、中学部の段階から職業訓練の基礎を積んで、高等部の3年間で仕上げを行うといった連携が大事になってきている。

藤井委員： これから将来のことを考えると、日本国籍ではない生徒の対応を必要とすることが出てくると思うが、その辺りはどのようになっているか。

特別支援教育課長： 現在も小・中学部段階から外国籍の生徒はいるが、通訳等を入れながら対応している。学校内だけでは対応できないような問題については、外部機関も活用しながら対応を行っている。

藤井委員： 現在も、政令市はこの分野では対応しておらず、全部県が直接行っているのか。

特別支援教育課長： そうである。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第30、31号議案を原案のとおり可決する。

#### **<非>第32号議案 教職員の懲戒処分**

#### **<非>第33号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公開

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成30年度第13回教育委員会定例会を閉会とする。